

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県西条市氷見戊9番地3  
氏名 グローバル環境サービス株式会社  
代表取締役 三谷 眞司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 令和 3年 5月13日  
許可の有効年月日 令和 8年 3月31日

1. 事業の範囲

中間処分

破碎処分：「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」 以上1種類  
破碎・加水分解（滅菌）・乾燥処分：汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体 以上8種類  
圧縮処分：廃プラスチック類、紙くず 以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 破碎・加水分解（滅菌）・乾燥施設 2基  
ア 設置場所：愛媛県西条市氷見字塩竈戊9番3  
設置年月日：平成12年11月30日  
処理能力：470kg/時（破碎機）  
480kg/時（滅菌・乾燥処理装置）  
処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類  
イ 設置場所：愛媛県西条市氷見字塩竈戊9番3  
設置年月日：平成30年8月1日  
処理能力：470kg/時（破碎機）  
1330kg/時（滅菌・乾燥処理装置）  
処理する廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、  
動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体
- (2) 破碎施設 1基  
設置場所：愛媛県西条市氷見字塩竈戊9番3  
設置年月日：平成5年5月10日  
処理能力：2t/時
- (3) 圧縮施設 1基  
設置場所：愛媛県西条市氷見字塩竈戊9番3  
設置年月日：令和 3年10月20日  
処理能力：180kg/時

（裏面に続く）

(裏 面)

(4) 保管場所

2 箇所

設置場所 : 愛媛県西条市氷見字塩竈戊9番3

保管面積 : 2 m<sup>2</sup> (汚泥、廃油)、21.9 m<sup>2</sup> (廃プラスチック類)、3.95 m<sup>2</sup> (紙くず)、1 m<sup>2</sup> (金属くず)、5.47 m<sup>2</sup> (「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」)

保管容量 : 1.8 m<sup>3</sup> (汚泥、廃油)、36 m<sup>3</sup> (廃プラスチック類)、6.32 m<sup>3</sup> (紙くず)、0.9 m<sup>3</sup> (金属くず)、10.95 m<sup>3</sup> (「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 平成 3年 4月 1日
- 更新許可 平成 8年 4月 1日
- 更新許可 平成13年 4月 1日
- 更新許可 平成18年 4月 1日
- 更新許可 平成23年 5月11日
- 変更届出(保管場所の変更) 平成26年11月26日
- 変更許可 平成28年 3月31日

(廃油、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず) 以上6種類の熱分解処分の追加、廃プラスチック類 以上1種類の圧縮処分の追加及び保管場所の追加)

- 更新許可 平成28年 5月27日
- 変更届出(破碎・滅菌・乾燥・減容処分の減容を廃止) 平成28年 6月 1日
- 変更届出(熱分解処分の廃止及び保管場所の変更) 平成29年 2月24日
- 変更届出(破碎・滅菌・乾燥施設の追加) 平成30年 8月 3日
- 更新許可 令和 3年 5月13日
- 本店所在地変更(旧:愛媛県松山市北土居四丁目23番9号) 令和 3年10月 1日
- 変更届出(圧縮施設の廃止及び追加) 令和 3年10月20日
- 代表者変更(旧:高田 サチ子) 令和 4年 6月28日
- 変更許可 令和 5年10月19日

(紙くず 以上1種類の圧縮処分の追加、汚泥、廃油、ゴムくず、金属くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体以上7種類の破碎・加水分解(滅菌)・乾燥処分の追加、保管場所の追加、処分方法の表記の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

① 無